

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 6 日

京都府健康福祉部医療保険政策課長 様

近畿厚生局京都事務所長

令和 4 年度の酸素の購入価格に関する届出について（お願い）

平素から社会保険医療行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、「酸素及び窒素の価格」（平成 2 年厚生省告示第 41 号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）により、令和 4 年度において、酸素の費用の請求を予定している保険医療機関については、令和 4 年 2 月 15 日（火）までに届出が必要になります。

つきましては、届出の周知について、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、近畿厚生局のホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>] に届出様式及び記載要領等を掲載しています。

記

1 届出様式及び記載例について
別添 1 から 3 のとおり。

2 届出に当たっての留意点

令和 3 年中に購入実績がない場合において、令和元年 9 月 30 日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に 108 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数は四捨五入）を酸素の購入対価として記載することとなります。

（例）令和元年 5 月に可搬式液化酸素容器（LGC）を 300,000 円（税込）購入した場合
 $300,000 \times (110 \div 108) = 305,556 \text{ 円}$ （1 円未満の端数を四捨五入）
305,556（円）を購入対価の欄に記載する。